

文教厚生委員長報告

令和7年5月29日

本臨時会において、文教厚生委員会に付託を受けました議案第54号「令和7年度西都市一般会計予算補正（第1号）」についてのうち、本委員会に付託された部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

歳出につきましては、衛生費に地方独立行政法人西都児湯医療センター長期貸付金として、3億円の予算計上がなされております。

本案については、本委員会で協議した結果、地方独立行政法人西都児湯医療センター理事長を参考人招致することを決定しました。その後、長田理事長を参考人として招致し、意見を伺ったところであります。

参考人質疑の概要は次のとおりであります。

まず、質問項目の1番目、市からの「医療センターの長期貸付金に係る経緯経過」の報告によると、「5月16日の二者協議において、医療センターから市長へ長期借入金の申し入れが行われた。」とのことから、理事長に3点伺いました。

1点目、今回、3億円の借入に至る医療センターとしての経緯経過の詳細について、の質問に理事長からは

令和6年度に内科医師1名を確保できたが、令和5年度に比べてコロナ補助金が1億円減少した。そのため、令和6年初めには、令和6年度末に資金不足に陥るかもしれないと説明を受けていた。このとき、市にも資金不足の可能性は伝えていた。

その後、内科医の頑張りで想定より収益が伸びたため、令和

6年度上半期の評価で、年度内の資金は足りるという判断をしていた。次年度短期借入は生じるかもしれないが、その後の対応については、年度末に向けて市と協議していきたいと地域医療対策室に伝えていた。

結果的に、年度内の資金不足は回避できたが、年度末に向かって収益が減少し、資金残額はギリギリとなり、また、諸事情で医師確保ができなくなり、想定を超えた資金不足になると感じた。

令和7年2月、西都市役所の地域医療対策室には4月に短期借入が必要になると伝え、メインバンクである宮崎銀行と協議すると伝えた。西都支店では前向きに検討してもらえたが、経営が好転しなかった場合、年度を繰り越すための借り換えか市による長期貸付しか手段がないことから、宮崎銀行の本部は市の連帯保証が必要と返答した。

その後、西都市は連帯保証人になることはできないという回答であったため、残る解決策は長期貸付しかないため、市と複数回の協議を重ね、今に至っている。

との回答が、

2点目、運転資金計画（変動費・固定費の内訳）についての質問について、

医師の体制が変わらないことから、基本的には令和6年度の実績に基づき算定している。そこに、医師確保対策、医療従事者確保対策、施設整備・機器更新、備蓄費用など新たに発生する経費を加えている。また、年度内に不足することがないように前年度の4月の診療実績と比較して減少している1500万円の50%を収益悪化の下限と見込んで3億円を借入額とさせていただいた。との回答が、

3 点目、別添資料として提出された「(2)職員数の推移」における職種別毎の月額給与のうち、その職種における給与の最高給与額および最低給与額ならびに平均給与額についての質問に、

1 人しかいない職種については、個人が特定されるため公表できないが、平均給与額は、医師 1,460,000 円、看護職 270,000 円、技術職 275,000 円、事務職 220,000 円となっている。との回答が、

4 点目、医療センター職員にも、経営等の現状を報告されているのかについての質問に、

毎年、決算後には職員を対象に現状や今後の目標などを説明している。また毎週開催している各部署の責任者を集めた連絡会議では、いいことも悪いことも全て伝えている。当然、今回の長期借入についても連絡会議で伝え、組合にも伝えている。との回答がありました。

次に、質問項目の 2 番目、議会に提出された「医療センター長期貸付金に係る経緯経過」では、「地方独立行政法人西都児湯医療センター理事会での決議については、5 月 7 日までに医療センター全理事に長期貸付の件を文書で伝え、了承を得たとのことである。議会承認後の理事会において補正予算を計上したうえで説明する予定とのことであったが、医療センターの経営に関わる重大な問題である「3 億円の借入」については、緊急でも理事会を開き、理事会での承認を受けた上で、申請手続きをすべきではなかったか、との質問には、

理事には以前から短期借入あるいは長期借入が必要になると話している。

市の予算が議会で承認されてから借入の申請をするという認識であったが、重要な案件なので、理事に対して市に提出する資料とあわせ、これまでの経緯と、市の予算の承認を待つことを報告していた。詳細は理事会の審議事項となる補正予算の中で説明することも伝えている。との回答がありました。

次に、質問項目の3番目、今回の融資は5年据え置きで、返済は令和12年度(2030年度)から返済が始まり、年間2,000万円の返済額で15年間の返済期間となる計画である。融資するお金は全額市民の税金である。しかも財政調整基金という、市の財政運営にとって貴重な積立金が予定されている。地方独立行政法人の理事長として、融資を受けることに対する責任とともに返済に対する責任をどう考えておられるのか、との質問には、

経営を任されている以上、今回融資を受けることに、非常に恥ずかしい思いをしている。返済についてはお金を借りた以上、どうやって返していくか、かなり頑張っやらないといけない気である。それが自治体病院の仕事である。との回答がありました。

次に質問項目の4番目、昨年、令和6年12月議会において「医療センター第4期中期目標」が議決された。その目標の指示を受け、令和7年3月議会には、医療センターから「第4期中期計画」が提案された。同「第4期中期計画」について押川市長は、「本計画は、西都児湯医療センター評価委員会における審議で、認可適当との意見を受けたものであり第4期中期目

標を達成するため自主性・自律性をもって業務を実施することができると認識している」との見解を述べられた。同計画では、令和7年度から5年間黒字計画がなされ、令和7年度から常勤医師2名を確保する計画が示されていた。しかしながら、現状は、多額の融資を受けなければ経営が存続できない状態にあることについて、

1点目、「第4期中期計画」を審議した「西都児湯医療センター評価委員会」は、医療センターが多額の借入をしなければならない経営状態にあることについては、知っておられたのかとの質問に、

評価委員会は1月27日に開催されたが、その時点では長期借入についての話はまだ出ていない、との回答が、

2点目、「第4期中期計画」を押川市長に提出される際に、医療センターは、多額の借入をしなければならない経営状態にあることについては報告されたのか、の質問に、

中期計画は事業開始の90日前までに提出することとなっているので、12月27日に提出している。その時点でも長期借入についての話は出ていない、との回答がありました。

次に、質問項目の5番目、常勤医師の確保や医療スタッフ等、病院再建のための予算措置は当然必要だと考える。しかし経営責任者であるものは、その責任を明らかにするために「給与等」についてどうされるのかが問われている。医療センターの経営方針でも「常勤理事等の経営者の報酬は可能な限り低く抑制していきます。」とある。また、今回のことについては新聞でも

報道されたこともあり、市民の方からも意見が寄せられている。現在の理事長及び事務局長の給与及び手当等を含めた(月額・年額)について、また、今回の借りに伴い自らの給与等について減額措置等を取られるお考えがあるのか、についての質問に、

事務局長については個人情報にあたるため公表できない。理事長の報酬月額が 700,000 円、院長手当が 400,000 円、管理職手当が 120,000 円、合計 1,220,000 円が基本となる。ほかに通勤手当、手術で麻酔を担当した場合の麻酔手当があり、規程を作成する際に、年収 1,800 万円となるよう設定したと聞いている。ただし、2 年前に就任した時にはすでに経営状況が悪かったため、毎年冬季賞与を減額しており、実際の年収は下がっている。今後も、経営状況に応じて報酬の減額は続けていきたい。との回答がありました。

次に、質問項目の 6 番目、医療センター再建のためには、常勤医師の確保が求められることは当然である。また医師確保の権限は理事長である。趣旨の「・・・経営の安定を図るためには医師や看護師などの医療従事者の確保が唯一の方策であり、そのためにはある程度の時間が必要である・・・」とあるが実際、確保が実現するのにどのくらいの時間を考えておられるのか、の質問に、

医療センターの現状では医師やスタッフの確保が難しい面もあるが、来年 4 月までに最低 1 名の医師を確保する。また、市の協力も得ながら、2 年後までに 2 名の医師の確保を考えているとの回答がありました。

次に、質問項目の7番目医師確保において、脳外科、呼吸器等内科、総合診療科、小児科等の医師確保を目指し、各種方法で取組むとされているが、現状と可能性について、

1点目、各大学への現状と取り組みはどうなっているのかについて、

宮崎大学へ常勤医師の派遣について継続してお願いしている。昨年度総合診療との間で寄附講座の開設について相談したが、大学側の体制変更があり、打ち切りとなった。今年度、市や医師会と一緒に宮崎大学にお願いに行くことになっている。との回答が、

2点目、医師間の交友関係、西都児湯にゆかりのある医師へのリクルートはどうなっているのかについて、

医師間については、積極的に動いているが、常勤医師の確保には至っていない。令和6年度までの実績としては、外来診療に5名、健診業務に1名、日直当直に2名の先生に協力いただいている。今年度も当直日直に2名の先生が来られている。との回答が、

3点目、医療単価を上げる方策として、重点的に取り組む診療科はあるのかについて、

医師確保の方向性としては単価を上げるのではなく、住民にとって必要な診療科の医師を確保することだと考えている。多くの患者さんを診られる体制の構築によって、収益の増加を図りたい、との回答がありました。

次に、質問項目の 8 番目、医療センターの存在価値である、「西都児湯二次医療圏の中核病院」としてのこれからの取り組み、及び南海トラフ大地震が懸念される中で災害拠点病院としてのこれからの取り組みについて、の質問に、

救急医療、災害医療は採算の取れない分野なので、公的病院が担っていかなければならないと考えている。地元医師会からも救急医療に特化して取り組んでほしいと言われているので、そのための体制強化に取り組みたい。近年は、水害や地震が頻発しているので災害がいつ起きても対応できるように普段の訓練に取り組んでいきたい。との回答がありました。

次に質問項目の 9 番目、3 億円の融資の原資は、全額市民の税金である。再建ができなければ、貸付を承認した行政も、それを審議議決した議会の責任も問われることになる。今回 3 億円の融資を受けることによって、確実に医療センターの再建が進められ、再建への展望があるのか、医療センター再建計画について見解と決意について、の質問に、

今回の融資は、これまで医療センターの再建がかなわなかった結果として資金不足が生じたことによるものである。これで再建できるというものではないが、計画を達成するための時間がいただけるので、再建に向けて覚悟をもって取り組みたい。との回答がありました。

以上が、参考人に対する質問と答弁の要旨であります。

本案につきましては、種々質疑の後、ある委員より「本案は、地方独立行政法人西都児湯医療センターに 3 億円

の長期貸付金を行うための予算補正であるが、今回の３億円の融資に至る経緯と内容について全面的に容認する立場ではないが、西都児湯医療センターは、地方独立行政法人法に基づいて西都市が設立した公的医療機関であり、その担っている役割等を考え、また、同医療センターの早期の再建と、市民に信頼される健全な病院の存続を願う立場から賛成したい。

３億円の貸し付けの必要性については、令和６年度キャッシュ・フロー計算における現金及び現金同等物の減少額約１億５千万円、令和７年度の主な重点事業及び新規事業に係る費用約６千万円、今年度損失額の上振れ分を約９千万円と推計し、その積算により３億円とした。とのことである。

次に、３億円の返済計画については、医師や看護師等を確保し、令和１０年度(２０２８年度)からの黒字を見込んでいるが、それでもすぐに現金保有額が十分なものになるわけではないので、５年間据え置いた後、令和１２年度(２０３０年度)から返済開始とし、年間２０００万円の返済額、しかも無利子で１５年間の返済期間となるとのことであった。

貸し付けられる３億円は全額市民の税金である。それだけに医療センターの理事長は、その職をかける決意を持って再建計画を策定され、計画の進捗状況を含め、市民に公表されることを強く求めたい。また押川市長は、その再建計画とともに責任を負う立場から、行政としての責任と役割を果たされることを強く要望しておきたい。」との賛成討論があり、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。